

議案第18号

鯖江市部設置条例の一部改正について

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月18日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

組織のスリム化を図るとともに、機動的な市政運営を行うための機構改革に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市部設置条例の一部を改正する条例

鯖江市部設置条例（平成16年鯖江市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「および市民相談」を削り、同条第4号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市民相談に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（鯖江市都市計画審議会条例の一部改正）

2 鯖江市都市計画審議会条例（昭和49年鯖江市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。